

平成 2 8 年

衣浦衛生組合第 4 回定例会会議録

平成 2 8 年 1 0 月 3 日

平成28年第4回衣浦衛生組合議会定例会会議録

平成28年第4回衣浦衛生組合議会定例会は、平成28年10月3日（月）午前10時00分衣浦衛生組合会議室に招集された。

1. 議事日程

- 管理者の招集あいさつ
- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 一般質問
- 第4 議案第8号 衣浦衛生組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第9号 平成28年度衣浦衛生組合一般会計補正予算（第1号）
- 第6 認定第1号 平成27年度衣浦衛生組合一般会計歳入歳出決算

2. 本日の会議に付した事件

- (1) 議事日程第1から第6

3. 議員

定数 10名 欠員 なし

出席議員（10名）

1番	磯貝 明彦君	2番	鈴木 良和君
3番	山中 謙治君	4番	林田 要君
5番	鈴木みのり君	6番	神谷 利盛君
7番	浅岡 保夫君	8番	長谷川広昌君
9番	黒川 美克君	10番	北川 広人君

欠席議員（0名）

4. 説明のため出席した者

管理者	禰亘田政信君	副管理者	神谷 坂敏君
副管理者	松井 高善君	参 与	吉岡 初浩君
事務局長	神谷 直樹君	庶務課長	神谷 秀秋君
施設課長	朝岡 得二君	業務課長	加藤 直君

5. 出席した関係市職員

碧南市経済環境部長	鳥居 典光君
碧南市環境課長	杉本 広則君
高浜市市民総合窓口センター長	大岡 英城君
高浜市市民生活グループリーダー	芝田 啓二君

6. 出席した事務局職員

庶務課 庶務係長	安藤 理純君
施設課 課長補佐	村田実千男君
施設課 第2係長	高橋 文彦君
業務課 課長補佐	三矢 成由君
業務課 課長補佐	杉浦 勲君
業務課 管理係長	磯貝 光好君

7. 会議の経過

(午前10時00分開会)

○議長（北川広人君） 皆さんおはようございます。本日はご多忙のところ、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、平成28年第4回衣浦衛生組合議会定例会は成立いたしました。よって会議を開会いたします。

これより会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

○議長（北川広人君） これより、管理者の招集挨拶を行います。

○管理者（禰亘田政信君） 議長、管理者。

○議長（北川広人君） 管理者。

○管理者（禰亘田政信君） 皆さん、おはようございます。

議員各位には大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、平成28年第4回衣浦衛生組合議会定例会を開会できますことを心より厚くお礼を申し上げます。

おかげさまで、ごみ処理、し尿処理、衣浦斎園、サン・ビレッジ衣浦と、当組合の諸事業につきましては、順調な運営をさせていただいているところでございます。

また、平成26年度より着手しております、クリーンセンター衣浦延命化工事の進捗状況も順調でございます。

本日、私どもから、条例1議案、補正予算1議案、決算認定1件を上程させていただいておりますが、何とぞ、慎重ご審議の上、原案通りご可決賜りますよう、お願いを申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（北川広人君） ただいま、招集挨拶が終わりました。

○議長（北川広人君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、議長において、2番 鈴木良和議員及び7番 浅岡保夫議員を指名いたします。

○議長（北川広人君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（北川広人君） 日程第3 一般質問を行います。

一般質問は、既に通告されていますので、お手元の一般質問順序表に従い、自席にて発言をお願いいたします。

また、申し合わせにより、質問時間は1人20分以内となっておりますので厳守願います。

なお、質問、答弁ともに簡明にしていきたい。そして、スムーズな進行を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。

1番 磯貝 明彦議員の一般質問を許可します。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） おはようございます。日本共産党の磯貝明彦です。通告に従いまして、一問一答方式において、管理者に対して質問をさせていただきます。

件名1 サン・ビレッジ衣浦の利用について質問をさせていただきます。（1）入れ墨の方の利用制限についてですが、このことは、過去の議事録を見ても、毎回取り上げられております。私も、この4月、碧南の市議会議員選挙で初当選して、市議会議員になって間もなく、この入れ墨問題のことを何とかしてほしいという市民の方の要望も聞いております。ですので、入れ墨の方の利用制限を復活させていただきたいという立場で質問を行っていきたいと思います。

昨年度の議事録を見ても、平成17年度まで入れ墨の方の利用の制限をしていたということが議事録には載っていました。そこで、管理者の方に質問します。このアの平成17年度まで利用制限をしていた理由というのは何かお答えください。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） 平成11年11月の施設開設時から平成17年9月までの間は、入れ墨の方入場禁止の告知をしておりました。理由といたしましては、法的根拠に基づくものではなく、施設管理者としての判断で制限をさせていただいておりました。

以上です。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） 法的根拠はなくて、管理者としての判断ということではありますけれども、一般的に考えれば、利用規制をしていくということは、普通の判断で、考え方で、利用制限していられると思います。その判断という言葉、そのこと一言では、何がどういう判断なのかわかりませんので、その判断ということを詳しくお聞かせ願います。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） 判断ということですが、平成17年に解除した経緯をちょっとご説明させていただきます。平成17年の9月衣浦衛生組合議会において、議員より制限について入れ墨によって施設の利用を制限することは人権侵害であるという旨の意見が出されまして、特に他の議員からも反対意見がありませんでしたので、調査の上、対処する旨の回答をしております。

結果、当時の碧南市及び高浜市にある公共施設の浴場で、入れ墨の方の利用制限をする施設がありませんでしたので、10月より制限を解除したという経緯がございます。

以上です。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） 次の質問にも入っていくわけなのですが、これ平成17年度から利用規制を解除してきているということですので、判断というように、私、先ほど申したわけなのですが、一般的に、通例的に、入れ墨の方、公衆浴場では、やっぱり風紀的にはよくないと判断されると思います。その判断を重要視していかないといけないとの初心にかえると言いますか、そういうように考えられると思います。

この問題に関しては、何とか制限をかえて解除していただきたいというように思っているわけなのですが、次の利用制限の解除した理由、もう少し詳しくお聞かせください。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） 当時の制限をした解除の検討の挙がった点を申し上げます。サン・ビレッジ衣浦につきましては、地方自治法の244条第1項に規定する公の施設となっております。同条第2項では、正当な理由がない限り、住民が施設を利用することを拒んではならない。第3項では、住民が施設を利用することについて、不当な差別的取り扱いをしてはならないという規定になっております。

また、施設の設置及び管理に関する条例では、公の秩序、もしくは善良の風紀を乱すおそれがあると認めるときは、利用許可をしないという規定になっておりますけれども、特に利用に当たっては、他人に迷惑をかけるような行為がないということで、引き続き制限の解除のほうはさせていただいております。

以上です。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） そういふような話ですが、私の市民からのお声の一つをこの場でお話したいと思いますけど、あるおじいさんが、お孫さんとサン・ビレッジへ行かれたと、で、

おじいさんは非常に楽しみに毎回サン・ビレッジに孫を連れて行くということでありました。そして、ある日、そのお孫さんが、入れ墨の方を見つけておじいさんに伝えたそうです。「おじいちゃん、体に絵が描いてあるけど、あれは何かね」という、そういうようなお孫さんに聞かれたところ、そうしたならば、その入れ墨をされている方は、じっとおじいさんのほうをにらみつけて、威圧的な目で見られた。お孫さんにも何も言えず、その場をすぐ出てきたというようなお話を聞いております。まあ二度と行けないと、唯一のお孫さんとの楽しい時間を過ごすサン・ビレッジそういうようなことで、もう行けなくなっている、何とかしてくれんかというお話です。こういうような状況であります。何とかしても何とかして、この入れ墨制限を再度行っていただきたいと思えます。そういうようにウの質問に移っていくわけなのですが、利用者サイドの利用者の声のほか管理者側のほうにお耳に入っていないか、そのことについてお伺いします。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） サン・ビレッジ衣浦では、利用者の方のご意見をお聞きするために、利用者アンケートを実施しております。その中で入れ墨の方の利用を制限してほしい旨の件数は、解除後には意見としてございましたけれども、直近3年間で申しますと、平成25年度が60件のアンケートの中で、入れ墨に関するものは0件。平成26年度では、24件中0件。平成27年度が、24件中0件の状況にありますので、今後の状況を引き続き見守りたいというように考えております。

以上です。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） そうですね。アンケートには、なかなか書けません。先ほど、制限解除後には意見があったと、お答えになってはいますが、それはそうでしょう。解除直後には、入れ墨の方の利用はなかったのです。その解除後、徐々に入れ墨されている方は多くなり、アンケートも書けなくなっている状況だと思います。私たちも普段は、入れ墨のことは理解しています。でも、先ほど言いましたように若い子どもは、入れ墨に対して理解がなく、また好奇心も強い。これは、悪影響だと思います。先ほど、風紀を乱すようなことはないからというように言われたけれども、これは実際、その表面には出てないですけども、風紀は乱れているような状況があります。そういうことをお考えになって、ぜひとも今後この入れ墨の方の利用制限をしていただきたいということを強く要望しておきます。

次に（2）の質問に移っていきます。利用者のさらなる拡充についてお伺いしたいと思います。碧南市では、65歳以上の方にシルバー優待券を発行しております。アの質問で、このシルバー優待券による利用者の影響について、お聞かせください。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） 平成27年度のシルバー優待券の実績といたしましては、6万9,744人の方に利用をいただきました。また、平成28年8月までの間では、3万628人の方に利用いただいております。平成27年度当月までの実績は2万7,066人で、前年度比較3,562人、率にして13.2%増となっております。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） 今の答弁のように、シルバー優待券による利用者による影響は大きいと思います。高浜市でもこのような券があれば、利用者はもっと多くなると思いますが、次のイの高浜市利用者との不公平性の考え方についてですが、碧南市では6月の補正予算でこのシルバー優待券、枚数12枚ふやすことが補正予算で承認されております。既に、追加支給されており、合わせて36枚支給されています。答弁させていただいたように、このシルバー優待券によって本年度8月の利用者の数を言っていたいただきましたが、昨年度に比べて、同時期に比べて、13.2%という増ということでありました。ですので、シルバー優待券というのは、利用者にとっては、非常に影響が大きいと言えます。それに対して、高浜市との格差ということが伺えますが、この不公平性ということも出てきているのではないのでしょうか。それについて、お考えをお答えください。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） この件につきましては、今まで当組合議会の中でも、何度も答弁をさせていただいているもので、碧南市の取り組みは市の福祉施策として行われているというように理解をしております。福祉施策につきましては、碧南市、高浜市それぞれの市全体の総合的な判断の中で実施はされるというように考えております。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） 先ほどもお話ししたように、利用者の影響は大きいということです。もっとも利用者が増えるように、高浜市さんのほうにも発行していくお考えはないのか、再度お聞きします。

○事務局長（神谷直樹君） 磯貝明彦議員に申し上げますけれども、どなたに伺っていますか。高浜市に対して伺ってもここでは答弁できませんので。

○1番（磯貝明彦君） 管理者の方に、その一言、要請していく考えはないかという。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） 先ほども答弁させていただいたとおりですね、福祉施策につしまし

ては、それぞれの市の総合的な判断の中で実施されるものと考えておりますので、改めて高浜市に要請をしていくという考えはございません。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） この場には高浜の市会議員の方もお見えになります。ぜひともご要望を高浜市のほうに挙げていただきたいということで、次の質問に移っていきたいと思います。

件名2、衣浦斎園利用についてですけれども、（1）の小動物の火葬についてお伺いしたいと思います。アの野良猫と飼い猫の料金の違いがあるかどうかをお聞かせください。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） 野良猫の場合は、衣浦衛生組合使用料条例第5条により、公益上その他特別の理由があると認められるため、使用料の全部を減免とし無料。飼い猫の場合は、有料とし、碧南市及び高浜市内の方の場合は1,080円、その他の場合は3,240円を徴収しております。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） 以前、私、知り合いの方から、聞かれたことがあります。その方も道路上で死骸を見つけて持っていったら料金を取られたというようにお聞きしました。そういうようなことがあったということですが、なぜか、質問をさせていただきます。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） 衣浦斎園では、犬猫を持ち込まれた場合、施設の利用申請を行っていただいておりますけれども、その際、聞き取りによって確認をしております。ただ、今ご質問があったように、施設利用申請の際に、本人より申し出がなかった場合や、減免の取り扱いはありますけれども、それを承知の上で使用料を払われた場合などが考えられます。現在は、申請時に必ず野良猫か飼い猫かを確認するようにしております。どうぞご理解のほどをよろしく申し上げます。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） そういうことですが、次で、ウの衣浦斎園の休日の対応についてですけれども、私もつい最近、9月19日でしたかね、あの敬老の日、道路上で猫の死骸を見つけて、片付けていたのですが、ふと違って、今日は祭日だし、私、以前もその衣浦斎園に確認したことがあります。友引が休みだということもありまして、1日休みだから、火葬のほうはしてくれないから、1日家で保管しなければいけないというように判断して、1日保管をしておいたの

ですけれども、やはり道路上での猫の死骸というのは、内臓も飛び出ているケースもあります。そして、こういった気温が高いときには、においも結構します。それで、大変でした。やっぱり、1日保管するというのも専用の冷蔵庫があるわけではないので、そこでお聞きします。こういう斎園の休日の取り扱いについての対応というものは、どのような対応をされているかお答えください。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） 衣浦斎園では、正月の1月1日と友引にあたる日を休日としております。休日は、職員不在のため、業務は行っておりませんが、ご質問の道路上の動物の死骸は、碧南市及び高浜市とも平日の友引であれば、市役所より連絡受けた市の委託業者が回収し、一時保管するなどして、衣浦斎園へ運搬をしてというように聞いております。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） やはり、休日で友引ということになると、火葬のほうもストップになってしまいますので、斎園のほうには小動物用の冷蔵庫もあります。ぜひとも、祭日とか斎園が休みのときには、少なくとも宿直か誰かを置いていただいて、その対応をしていただきたいというように思いますが、そのような対応の仕方というのは考えられませんか、お聞きします。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） ご質問の道路上の交通事故による動物の死骸を碧南市、高浜市のそれぞれ環境部局で、委託契約されていますので、その中で翌日までダンボールか何かに入れて、交通の邪魔にならないような形で、保管をしてほしいとかそういったことで、多分、対応されていると思います。衣浦斎園の休みの日に出てきてやるというのは、なかなか難しいと思われるので、両市にその辺の委託の契約の内容については、協議はできるかと思っておりますけれども、休日の対応については難しいというように考えております。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） そういうことでありますけれども、何とか清掃会社のほうとも連携をとっていただいて、何とか日曜、祭日、友引という日というのは、なかなかないとは思いますが、何とかご検討していただけるようお願いしまして、私の質問は終わりたいと思います。

○議長（北川広人君） 以上で、1番 磯貝明彦議員の一般質問を終わります。

これで、通告者の質問は終了いたしました。これにて一般質問を終結いたします。

○議長（北川広人君） 日程第4 議案第8号 衣浦衛生組合議会の議員その他非常勤の職員の

公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） ただいま議題となりました議案第8号 衣浦衛生組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

それでは、便宜参考資料1によりご説明申し上げますので、参考資料1をごらんください。

まず、1の改正の理由であります。地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第15号）は平成28年1月22日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、調整率を引き上げるため、条例の一部を改正するというものでございます。

次に、2の改正の概要であります。調整率の引き上げであります。傷病補償年金と障害厚生年金等が支給される場合及び休業補償と障害者厚生年金等が支給される場合の調整率を0.86から0.88に引き上げるというものでございます。

次に、3の施行年月日等ありますが、公布の日から施行し、改正後の衣浦衛生組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、平成28年4月1日から適用するというものでございます。

次に、4の条例改正における影響でございますが、現在、条例に基づく年金たる保障や休業補償の該当者はございませんので、改正に伴う影響はございません。

以上、簡単ではございますが、議案第8号の提案理由のご説明とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

○議長（北川広人君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第8号の採決を行います。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北川広人君） 挙手全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（北川広人君） 日程第5 議案第9号 平成28年度衣浦衛生組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） ただいま議題となりました議案第9号 平成28年度衣浦衛生組合一般会計補正予算（第1号）につきましては、補正予算書により提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

平成28年度衣浦衛生組合一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ281万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億2,468万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」によるというものであります。

今回の補正予算は、クリーンセンター衣浦延命化工事における国庫補助金の前年度交付額が、地域計画に基づいて算出した内示額で交付を受けており、契約後の工事費から算出した額を超過し、その超過分を本年度分から減額するという年度間調整を行ったことが主な内容で、歳入では分担金及び負担金及び国庫支出金を減額し、並びに組合債の増額を。歳出では公債費の決算を見込んだ減額を計上しております。

それでは、4ページをお開きください。

第2表 地方債補正であります。

1 変更として、クリーンセンター衣浦延命化工事施工管理業務委託（先進的設備導入推進事業）の限度額70万円を増額するもので、これは交付金の年度間調整による補助裏分の増額によるものであります。

次に、クリーンセンター衣浦延命化工事（先進的設備導入推進事業）の限度額1,340万円を増額するもので、施工管理業務委託と同理由によるものであります。起債充当率は90%であります。

2 限度額の合計として、限度額の合計は、補正前6億4,330万円、補正後6億5,740万円とするというものであります。

歳入歳出の明細につきまして、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

それでは、事項別明細書の10ページ、11ページをお開きください。

2 歳入、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目分担金の補正額は126万8,000円の減で、説明欄の記載のとおり、碧南市分で75万,7000円、高浜市分で51万1,000円をそれぞれ減額するものであります。

なお、補正後の構成市分担金は衣浦斎園分も含め、碧南市が8億7,572万3,000円、高浜市は5億7,511万6,000円であります。

3款国庫支出金1項国庫補助金1目衛生費国庫補助金の補正額は1,564万6,000円の減で、これはクリーンセンター衣浦延命化工事（先進的設備導入推進事業）における二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金の年度間調整により、減額をするものであります。

12ページ、13ページをお開きください。

7款組合債1項組合債1目衛生費の補正額は1,410万円で、これは先ほど第2表で説明をしたとおりでございます。

14、15ページをお開きください。

3歳出、4款公債費、1項公債費、2目利子の補正額は281万4,000円の減で、これは23節償還金、利子及び割引料で平成27年度の政府債借入額及び借入利率の確定によるものであります。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第9号の提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

○議長（北川広人君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、質疑は歳入歳出一括に行いますので、よろしくお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第9号の採決をいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北川広人君） 挙手全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（北川広人君） 日程第6 認定第1号 平成27年度衣浦衛生組合一般会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

提案理由の説明の前に議選監査の鈴木議員、席の移動をお願いします。

それでは、本案について提案理由の説明を求めます。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） ただいま議題となりました認定第1号 平成27年度衣浦衛生組合一般会計歳入歳出決算について、提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号第233条第3項）の規定により、別添監査委員の意見をつけ

て議会の認定に付するというものでございます。2ページから5ページにかけ、平成27年度衣浦衛生組合一般会計歳入歳出決算書を掲載しておりますので、ごらんください。

まず、2ページ、3ページで、歳入の収入済額は、28億5,005万4,085円で前年度対比17.5%の増であります。

次に、4ページ、5ページで歳出の支出済額は、27億6,887万5,935円で前年度対比19.0%の増、執行率は97.3%となっております。歳入歳出差引残額8,117万8,150円は、翌28年度への繰越金となっております。

それでは、各詳細につきまして、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

決算書の6ページ、7ページをごらんください。

歳入、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目分担金の収入済額は14億1,181万8,000円で歳入構成比は49.5%、前年度対比1億5,378万7,000円、率にして12.2%の増でありました。内訳といたしましては、碧南市より8億5,445万7,000円、分担率60.5218%。高浜市より5億5,736万1,000円、分担率39.4782%となっております。

次に、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目使用料の収入済額は、1億9,375万9,831円で歳入構成比は6.8%、前年度対比323万2,215円、率にして1.7%の増でございます。

次に、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目衛生費国庫補助金の収入済額は、3億6,563万1,000円、歳入構成比は12.8%で前年度対比6,631万7,000円、率にして22.2%の増となっております。これは、クリーンセンター衣浦延命化工事（先進的設備導入推進事業）にかかる施設延命化工事費及び施工管理業務委託にかかる交付金でございます。

次に、4款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入の収入済額は、330万4,323円、歳入構成比は0.1%で、これはし尿処理施設を始め、5施設における自動販売機太陽光発電及びマッサージ機設置貸付料でございます。

決算書8、9ページをお開きください。

次に、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金の収入済額は、9,884万2,026円で歳入構成比は3.5%で、前年度対比2,518万3,087円、率にして34.2%の増となっております。

6款諸収入、2項雑入、1目雑入の収入済額は、2,874万2,890円、歳入構成比は1.0%で、前年度対比186万1,873円、率にして6.1%の減となっております。これは、破碎鉄くず等の売却単価の下落によるものでございます。

決算書10、11ページをお開きください。

7款組合債、1項組合債、1目組合債の収入済額は、7億4,790万円、歳入構成比は26.3%で、前年度対比1億7,830万円、率にして31.3%の増となっております。

次に、歳出の説明に入ります。主なものについてご説明いたしますので、決算書12、13ページをお開きください。

歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費の支出済額は、47万5,267円、歳出構成比は

0.8%で、前年度対比28万1,635円、率にして37.2%の減、執行率は97.4%でございます。

次に、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の支出済額は9,052万5,247円で、歳出構成比は3.2%、前年度対比1,578万187円、率にして21.1%の増、執行率は96.8%でございます。主なものは、2節から4節までの一般職4人の人件費及び2人分の退職手当を支出したものでございます。

決算書14、15ページをお開きください。

次に、13節委託料の支出済額は310万1,173円で、広見排水機場維持管理費委託を始め6件の業務を委託いたしました。

次に、3款衛生費、1款清掃費、1目清掃総務費の支出済額は1億7,542万871円で、歳出構成比は6.3%、前年度対比1,056万1,195円、率にして6.4%の増、執行率は98.8%でございます。この主なものは、2節から4節までの一般職19人、再任用一人の人件費でございます。

次に、7節賃金の支出済額は666万5,210円、執行率は96.1%で、これはリサイクルプラザ事務の臨時職員8人の賃金でございます。

決算書16、17ページをお開きください。

次に、2目し尿処理費の支出済額は1億284万6,495円、歳出構成比は3.7%で、前年度対比123万1,365円、率にして1.2%の増、執行率は93.1%でございます。

主要施策成果報告書の7ページをごらんください。平成27年度のし尿処理実績は3万2,341.1キロリットル、前年度対比0.8%の減少であります。碧南市より1万9,418.1キロリットル、構成比60.0%。高浜市より1万2,923.0キロリットル、構成比40.0%となっております。

決算書にお戻りいただきまして、16ページ、17ページへお戻りください。

次に、11節需用費の支出済額は5,992万4,507円で、執行率は91.5%、その主なものは、し尿処理に要する薬剤費を始めとした消耗品費の1,444万6,739円、光熱水費は4,243万3,833円、修繕料は1号井戸改修整備を始めとする11件で296万7,814円となっております。

次に、13節委託料の支出済額は4,263万2,861円、執行率95.6%で、これはし尿処理施設運営管理業務委託を始め9件の業務委託を実施したものでございます。

次に、3目ごみ処理費の支出済額は21億6,592万6,690円、歳出構成比は78.2%で、前年度対比4億893万6,322円、率にして23.3%の増、執行率は98.3%でございます。

成果報告書の8ページをごらんください。ごみの搬入処理実績を申し上げますと、平成27年度の総ごみ搬入量は3万9,107.0トンで、前年度対比2.7%の増であります。なお、碧南市からのごみ搬入量は2万5,120.0トンで一人当たり350キログラム、構成比64.2%。高浜市からのごみ搬入量は1万3,987.0トンで一人当たり302キログラム、構成比35.8%でありました。

決算書16から17ページにお戻りください。

11節需用費の支出済額は4億337万8,677円、執行率は96.4%で、この主なものはごみ処理に要する薬剤費を始めとした消耗品費で3,268万9,704円、燃料費は2,606万4,814円、光熱水費は

1億2,043万804円、修繕料はごみ処理施設総合整備を始め機器類の保守点検、整備、修繕51件で2億2,401万6,235円となっております。

次に、13節委託料の支出済額は3億9,302万3,496円、執行率95.9%で、成果報告書29、30ページに記載のごみクレーン運転業務委託を始め44件の業務委託を実施したものでございます。

決算書18、19ページをお開きください。

次に、15節工事請負費の支出済額は13億6,700万280円、執行率99.5%でクリーンセンター衣浦延命化工事を始め2件の工事を施行したものでございます。

次に、4目リサイクルプラザ費の支出済額は728万301円、歳出構成比は0.3%で、前年度対比66万9,433円、率にして8.4%の減、執行率は85.0%でございます。

13節委託料の支出済額は295万3,917円、執行率88.2%で、不用品再生等業務委託を始め8件の業務委託を実施したものでございます。

次に、5目余熱利用施設費の支出済額は9,803万8,120円、歳出構成比は3.5%で、前年度対比690万3,258円、率にして6.6%の減、執行率は94.4%でございます。

11節需用費の支出済額は5,208万969円、執行率は90.8%でございます。

決算書20、21ページをお開きください。

その主なものは燃料費で465万6,960円、光熱水費は3,470万3,688円、修繕料は人工温泉装置取替整備を始めとして、機器類の整備、修繕45件で、1,016万3,955円となっております。

次に、13節委託料の支出済額は3,994万560円、執行率99.0%で、これはプール・浴場管理及び清掃業務委託料を始め13件の業務委託を実施したものでございます。

次に、14節使用料及び賃借料の支出済額は454万8,992円、執行率は99.0%で、これは余熱利用施設用地4,055平方メートルの借上料338万7,718円が主なものでございます。

2項環境衛生費、1目斎園費の支出済額は1億299万5,936円、歳出構成比は3.7%で、前年度対比408万8,672円、率にして4.1%の増、執行率は91.8%でございます。

11節需用費の支出済額は3,249万3,218円、執行率90.3%でございます。その主な支出額は燃料費で735万4,966円。決算書22、23ページに移ります。光熱水費は313万4,480円、修繕料は火葬炉設備等整備を始め16件で2,073万6,382円となっております。

次に、13節委託料の支出済額は3,656万4,999円、執行率97.3%で、火葬業務等委託を始め16件の業務委託を実施したものでございます。

次に、15節工事請負費の支出済額は1,722万8,160円、執行率81.8%で、火葬棟及び待合棟防水改修工事を施工したものでございます。

次に、4款公債費、1項公債費の支出済額は2,536万7,008円、歳出構成比は0.9%で、前年度対比989万1,507円、率にして63.9%の増で、これはし尿等下水放流施設の建設及びクリーンセンター衣浦延命化工事に伴う償還金でございます。

なお、平成27年度末、現在の未償還残高は20億7,381万8,000円となりました。詳細につきましては

しては、成果報告書42ページに記載してございます。

次に、5款予備費につきましては未執行となっております。

なお、決算書24ページには実質収支に関する調書、26ページから28ページには財産に関する調書を添付してございますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

以上で、まことに簡単ではございますが、認定第1号 平成27年度衣浦衛生組合一般会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

何とぞ、慎重ご審議の上、速やかにご認定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（北川広人君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑に入る前に、本案件について、先に監査委員において審査され、その審査意見書を配付しております。本日は、議長において監査委員の出席を求めていますので、この際、監査委員より決算審査に対する意見の開陳を求めます。

○代表監査委員（加藤仁康君） 議長、監査委員。

○議長（北川広人君） 代表監査委員。

○代表監査委員（加藤仁康君） 代表監査委員の加藤です。議長から意見の開陳を求められましたので、監査委員を代表いたしまして、平成27年度衣浦衛生組合一般会計の決算審査の概要について、ご報告申し上げます。

管理者より提出されました平成27年度衣浦衛生組合一般会計決算書につきまして、地方自治法第233条第2項の規定により審査を実施いたしました。

その結果に対する意見を申し上げます。

まず審査の方法でございますが、審査は決算書及び決算附属書類が関係法令等に準拠して作成され、かつ予算の執行実績を適正に表示しているかどうかを検証するため、関係諸帳簿及び証書類等の照合を始め、計数の正否、妥当性について検討してまいりました。

また、現金預金残高を関係金融機関提出の預金残高証明書により確認いたしました。

このほか、すでに実施いたしました出納検査及び定期監査の状況をも参考といたしまして、所管ごとに関係職員の説明を求め、審査を実施いたしました。

その審査の結果、審査に付された決算書及び附属書類は、いずれも関係法令に基づいて作成されており、その計数は関係帳簿と符合して正確に処理されておりました。

決算の内容及び予算の執行についても良好であり、財政運営は適正なものであると認められました。

また、公有財産の管理状況も、適正に処理されていると認められ、それぞれ表示の計数も正確なものでありました。

詳しい資料が、皆様方のお手元に平成27年度衣浦衛生組合一般会計歳入歳出決算審査意見書をお届けしてございますので、計数等を比較、ご調査願いたいと思います。

大変簡単ではございますが、監査委員の監査報告とさせていただきます。

○議長（北川広人君） ありがとうございます。意見の開陳が終わりました。

これより、歳入について、一括して質疑に入ります。

質疑の際は執行部に対してか、監査委員に対してか、答弁者をはっきりさせた上、資料名及びページ数を言ってください。

なお、申し合わせにより、歳入歳出それぞれ回数は3回までとなっておりますので、よろしくお願いをいたします。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） 管理者に質問したいと思いますが、主要施策成果報告書19ページ、使用料のことですが、使用料全体的に見ますと、昨年度と比べますと、平成26年度と比べて増額する形になってはおりますが、個別に見ていただくとわかると思うのですが、し尿処理施設、ごみ処理市施設は増額になっておりますが、リサイクルプラザですね、増額になっておりますが、余熱利用サン・ビレッジと衣浦斎園については、減額になっております。こういうことから、27年度決算、私は反対の立場で質問させていただきますけれども、こういうような状態では、やっぱりいけないと思います。利用件数を見ていただいても、サン・ビレッジ、斎園は、減少しております。そういうものについて、反対という形ではありますが、具体的に言いますが、わからない項目をお聞きしたいと思います。

主要施策成果報告書の20ページの2款使用料、1項使用料、1目使用料の4節の余熱利用施設使用料のところですね、(1)の徴収ということで、表が書かれておりますが、表の中の回数利用券が、平成26年度決算には10万8,743件で、徴収料3,993万円、今回の27年度決算のこの表を見ますと4,160件と、平成26年度よりかなり減っているのに、徴収料が4,009万円余と多くなっている理由をお聞かせくださいということと、もう一つ、21ページの4款の財産収入の太陽光発電屋根貸付料で、し尿施設処理リサイクルプラザが、平成26年度に比較して増額に対して、サン・ビレッジだけ平成26年度と同額になっている。この理由をお聞かせください。

この2点、よろしくお願います。

○施設課長（朝岡得二君） 議長、施設課長。

○議長（北川広人君） 施設課長。

○施設課長（朝岡得二君） まず、サン・ビレッジ衣浦の施設使用料の回数利用券の件数が昨年より減っているのに増額しているのはなぜかということなのですが、昨年までは利用者人数、利用者数で表現をさせていただいておりましたが、ほかのところの使用料と同じように、使用件数で、平成27年度は表示をさせていただいたために、数字が大きく減っている状況です。それで、徴収金額につきましては、先ほど質問がありましたように、昨年より増額となっている状況でございます。

それから、財産運用収入でございますが、し尿処理とリサイクルプラザのほうが増額となって

いるが、サン・ビレッジは同額というようなご質問ですが、し尿処理施設とリサイクルプラザにつきましては、契約の時期がほかと違っているために金額が増となっています。ちなみに、し尿処理施設のほうは、平成26年が6月30日からの契約で、それが平成27年は1年分というようになります。

それから、リサイクルプラザが平成26年9月18日からの時期となっておりますが、平成27年度分はこれが1年となっております。

余熱利用施設のほうは、時期が同じということであります。

以上です。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） 今のお答えでちょっとよくわからないのですが、回数券、利用券のことなのですが、これは、平成26年度と平成27年度と利用券の取り上げ方が違うということなんですか。もう少し詳しくお聞かせください。

○施設課長（朝岡得二君） 議長、施設課長。

○議長（北川広人君） 施設課長。

○施設課長（朝岡得二君） まず、平成26年度は売上件数に対して、利用の人数で表現させていただいておりました。利用回数券が11回券が何冊、それから30回券が何冊という形で上げておりますので、実際にその回数をかけた人数で表示をしております。

それから、平成27年度につきましては、その回数券が売れた件数の表示としておりますので、そこで数字が違ってきております。

以上でございます。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） そうすると、今度の平成28年度決算をしていく場合には、平成27年度決算と同じような形で報告されていくのかという確認ですが、お願いします。

○施設課長（朝岡得二君） 議長、施設課長。

○議長（北川広人君） 施設課長。

○施設課長（朝岡得二君） 議員さんおっしゃるとおり、平成28年度は平成27年度と同じ表現になります。

以上でございます。

○議長（北川広人君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人君） ほかに質疑もないようですので、歳入の質疑を終結し、続いて歳出についての質疑に移りたいと思います。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） 管理者に質問しますが、主要施策成果報告書23ページ、2款総務費でお伺いしたいのですが、以前の説明でこの総務費、この昨年度と金額が多くなっているのは、組織変更による増額というようなことを聞いております。そこで、見てみると、職員4人から6人と2人ふやしておりますが、この組織変更した理由をお聞かせください。

それと、主要施策成果報告書25ページの2款総務費の18節の備品購入ですね。備品購入、これも前回の説明によりますと、パソコンを今までリースという形でいたわけなのですけれど、このリースから変更して、一括購入していくということでありました。ですので、この一括購入、普通に考えればリースのほうがいいじゃないかなと思いますけれども、一括購入していくというように変えた理由をお聞かせください。

それと、次に主要施策成果報告書の29ページの3款衛生費、1項清掃費、3目ごみ処理費、13節の委託料というので質問しますが、その中の表の中の（3）の焼却灰等処分関係のところの一番最後のところに一般廃棄物処理業務委託料（安城市搬入分）、それとその下も一般廃棄物運搬処分業務委託料（県内）というような二つの項目がありますが、これは、昨年度にはなかった項目なのですが、これはどういうものかをお聞きします。

それと、最後に主要施策成果報告書34ページの衛生費、1項清掃費、5目余熱利用施設費、13節委託料のところではありますが、プール・浴場管理及び清掃業務の委託料ですね、これはこの間の明細を閲覧のときに見てみましたが、そこで7月からの変更で、プロポーザルで変更契約をしたという、それも今まで5年契約だったのが3年契約に変更になったということでの金額の変更がふくれたということでもあります。そのプロポーザルでどんなような提案で変更されたのかということも、お聞かせください。

この四つお願いします。

○業務課長（加藤 直君） 議長、業務課長。

○議長（北川広人君） 業務課長。

○業務課長（加藤 直君） 先ほど、焼却灰の関係のご質問のあった件、2点ご説明をさせていただきます。

まず、1番最後のところの一般廃棄物運搬処分関係の県内になるのですが、実はこれ（3）処分関係の一番上のところで一般廃棄物埋立処分業務委託、これは県内で常滑のほうに入れさせていただいているところなのですが、こちらのほうが、天候等によって急遽入れられないケースがありますので、その代替というところですが、当初予算の概要のときにも説明させていただいているのですが、西尾市の埋立場に入れられるようにさせていただいた委託となります。

それから、下から2段目の安城市搬入分。これは、昨年11月2日にピット内の火災が発生いたしました。このときに午後からの搬入分、可燃パッカー車が搬入できなかったものから、

近隣で協定書を結んでいる関係で安城市のほうに処分ができなかった部分を搬入させていただいた委託料となります。

以上です。

○庶務課長（神谷秀秋君） 議長、庶務課長。

○議長（北川広人君） 庶務課長。

○庶務課長（神谷秀秋君） 私のほうから2点、ご質問のお答えをいたします。

まず、組織改革につきましては、平成27年4月1日から組織のほうの変更をしております、この改正の理由でございますが、クリーンセンター延命化工事への対応を始め、その他施設を包括的管理することで、組織を充実させ、より効率かつ機能的な施設運用を行うために、組織を変更しております、内容といたしましては、今3課ありまして、以前ですと庶務課、衣浦斎園、業務課とありましたのを庶務課、施設課、業務課というような3課に改正をしまして、内容としましては、庶務課につきましては、以前は庶務係、施設係、2係ありましたものを庶務課の庶務係だけの1係としました。

それから、施設課につきましては、現在は第1係、第2係とありますけれども、第1係をし尿処理施設、それからサン・ビレッジ衣浦、それからリサイクルプラザの管理のほうの事務をやっております。

それから、第2係につきましては、衣浦斎園のほうを担当しております。それから、業務課につきましては、クリーンセンター衣浦の施設全体を特化した形の係というようになっております。

それから、パソコンのほうをリースから備品購入にかえたという理由なのですが、リースになりますと一応5年ということでリース契約を以前はしてございましたけど、それに伴って、リース料というのが発生してくると思います。その分が一括購入することによって、削減ができるということで、昨年度から備品購入ということで、変更のほうをさせていただいております。

以上です。

○業務課長（加藤 直君） 議長、業務課長。

○議長（北川広人君） 業務課長。

○業務課長（加藤 直君） 先ほどの答弁の中で、1点訂正をさせていただきます。焼却灰のほうの一番上のところで、一般廃棄物埋立処分業務委託料（県内）、先ほど常滑と申しましたけれども、武豊に訂正をお願いいたします。

○施設課長（朝岡得二君） 議長、施設課長。

○議長（北川広人君） 施設課長。

○施設課長（朝岡得二君） サン・ビレッジ衣浦のプール・浴場管理及び清掃業務委託の件でございます。こちらにつきましては、先ほど申されたように、プロポーザル方式で7月からの見直しをしております。そのときに、増額となっているのは何かというところで、親子スイミング等のイベント業務を新たに追加したことにより増額となっております。

それから、期間が以前は5年でありましたが、それが3年となったものは何かいうところなのですが、こちらにつきましては、長期継続契約の要件で組合の中で規定を新たにしております。その規定によりまして、人件費のみの場合は、3年ということで規定をしましたので、平成27年度からの長期継続契約の見直しは3年ということにしております。

以上でございます。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） パソコンのリースから一括購入のところですが、ということは、リース料と一括購入した場合、一括購入して自分のところのものにすれば、それだけの一応、メンテナンスとか故障した場合のことも考えられますが、全体的に見れば、一括購入のほうが得だということになるのでしょうか。

そこら辺をお聞かせください。

○庶務課長（神谷秀秋君） 議長、庶務課長。

○議長（北川広人君） 庶務課長。

○庶務課長（神谷秀秋君） リースから換えた一括購入ということで、一応リース料というのが発生しませんので、その分はお得になるというように考えております。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） 長期的に見れば、そのいろいろと故障すれば自分のところで直さなければいけないしというようにも思いますし、全体的に維持管理のことも考えてくると、経費の無駄遣いになってくるのではないかと思いますけれども、最後にそこら辺、確認で質問させていただきます。

○庶務課長（神谷秀秋君） 議長、庶務課長。

○議長（北川広人君） 庶務課長。

○庶務課長（神谷秀秋君） パソコンの修理に関しましては、購入の時点で5年間の保証ということで、そういうものも入れて契約のほうをしていますので、そちらのほうで対応しております。

○議長（北川広人君） ほかに。

○8番（長谷川広昌君） 議長、8番。

○議長（北川広人君） 8番 長谷川広昌議員。

○8番（長谷川広昌君） 1点確認ですけれども、決算書18ページの3款1項4目リサイクルプラザ費の11需用費の修繕料なんですけれども、3.1.2から96万6,000円流用していて、不用額のほうで40万円余っているのですけれども、この理由をお聞かせください。

○施設課長（朝岡得二君） 議長、施設課長。

○議長（北川広人君） 施設課長。

○施設課長（朝岡得二君） まず、流用の理由ですが、リサイクルプラザの高圧設備、高圧ケーブルが劣化により、端末が溶けるなど事故が発生をしましたので、取替修繕を行ったためにまず流用をさせていただきました。それで、当初、流用については見積もりをとって金額を予定していたその金額で流用したのですが、実際に入札で金額を決めたら、下がってきたということで、残となっています。

以上です。

○議長（北川広人君） ほかに。ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより、認定第1号の採決をいたします。本案は、原案のとおり認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北川広人君） 挙手多数であります。よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

○議長（北川広人君） この際、管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

○管理者（禰亙田政信君） 議長、管理者。

○議長（北川広人君） 管理者。

○管理者（禰亙田政信君） どうも大変お疲れさまでございました。

本日、私どもからご提案をさせていただきました案件につきましては、慎重にご審議を賜り、原案どおりご決定を賜りまして、まことにありがとうございました。

今後につきましても、なお一層、市民の皆様の付託に答えるべく職員一同、誠心誠意努力してまいりたいと思っております。今後とものご指導を賜りますようお願いを申しまして、お礼の御挨拶とさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

○議長（北川広人君） 以上で、今定例会の付議事件は全て終了いたしました。

よって、平成28年第4回衣浦衛生組合議会定例会は、これにて閉会をいたします。

慎重なご審議、まことにありがとうございました。

（午前11時20分閉会）

以上は、平成28年10月3日に行われた平成28年第4回衣浦衛生組合議会定例会の会議録であります。

平成28年10月3日

議 長 北川 広人

議 員 鈴木 良和

議 員 浅岡 保夫